

三重県立総合医療センター院内保育所運営業務委託企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

当院では、医療体制の充実及び強化に向けて、医師や看護師等の医療従事者の勤務環境を整え、医療従事者の確保及び定着に努めています。中でも、乳幼児を持つ医療従事者が働きやすい職場とするためには、院内保育所の運営は欠かすことができません。

院内保育所の運営を委託するにあたっては、金額の評価だけでなく、各応募事業者の運営方針、体制、実績等多面的に評価し、当院の方針にあった保育業務の実施が可能かどうか詳細に見極める必要があります。

このため、事業者の選定にあたっては企画提案コンペ方式を採用し、各事業者から保育業務に関する提案を受け、総合的な選考によりこの業務の遂行に最適な受託事業者を決定することとします。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

地方独立行政法人三重県立総合医療センター院内保育所運営業務委託

(2) 委託業務の内容等

委託業務に関し、参加仕様書で指定する内容について提案していただきます。

(3) 履行場所

三重県四日市市大字日永5450番地132 三重県立総合医療センター内（あゆみ保育所）

(4) 委託契約期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

3 企画提案コンペ参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止を受けている期間中でないこと、及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しない者であること。
- (4) すべての三重県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 過去10年間に、運営業務委託により定員30名以上の保育所運営をしている者、または認可保育所を運営している者で、三交替勤務の保育所保育に対応可能な者であること。

4 企画提案コンペ参加者に求められる義務

企画提案コンペに参加を希望する者は、次の(1)から(6)に示す証明書等を令和8年11月2日（月）午後5時までに6の(1)の場所に提出しなければなりません。提出された証明書等を審査した結果、当該業務の企画提案に参加することが認められた者に限り参加の対象とします。また、提出した証明書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

なお、企画提案コンペ参加資格確認審査の結果については、令和8年11月6日（金）午後5時までに通知します。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 法人にあつては、「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し

イ 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

(3) 3(5)を証明する書類（第2号様式）

(4) 過去10年の間に規模をほぼ同じくする病院と院内保育所運営業務についての契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（契約先（病床数）、契約年月日、契約期間、契約金額及び契約内容（第2号様式又は任意様式））

(5) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（最優秀提案者のみ後日提出）

(6) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（最優秀提案者のみ後日提出）

5 提出を求める企画提案書及び提案説明について

上記4の企画提案コンペ参加資格確認申請後、地方独立行政法人三重県立総合医療センター院内保育所運営業務委託企画提案コンペ選定委員会により、適正と認められた者は、次の（1）に示す企画提案書を令和8年11月16日（月）午後5時までに6（1）の場所に提出してください。

（1） 企画提案書

企画提案書は、A4サイズを基本（極力両面印刷）とし、長辺を綴じて作成し、下記項目に応じた目次を付け、通しでページ番号を付けたうえ、6部（うち1部に社印及び代表者印を押印）提出してください。（様式は、任意とする。以下の関連資料については、ご提出をお願いします。）提案内容については、以下のとおりですが、「三重県立総合医療センター院内保育所運営業務委託仕様書」を遵守したものとしてください。

① 受託者の概要及び運営実績

ア 受託者の概要（資本金・従業員数、事業内容、県内外の営業拠点等）について

イ 保育所の運営実績について

（関連書類）

- ・ 定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書又はそれに準ずる書類
- ・ 会社経歴書又はパンフレット等

② 保育所運営に対する基本的事項

ア 経営理念、運営方針等について

イ 保育理念、目標等について

③ 保育内容

ア 法令、厚労省通知に基づいた保育内容について

イ 1日の保育の流れ、年間の行事計画について

④ 延長保育、夜間保育等

ア 延長保育に関する考え方について

イ 夜間保育に関する考え方について

ウ 臨時保育に関する考え方について

⑤ 給食、おやつ

ア 給食に対する考え方、配食、アレルギーに対する対応について

イ おやつについて

⑥ 健康管理、衛生管理

ア 園児及び職員に対する健康管理について

イ 保育所の衛生管理について

⑦ 安全管理

ア 事故、災害発生の予防、防止策について

イ 事故、災害発生時の対応について

⑧ 保護者との連絡調整

ア 保護者との連絡、連携方法について

イ 苦情解決について

ウ 個人情報の保護について

⑨ 職員の配置及び質の向上

ア 職員配置について

イ 職員の採用方法、資格、経験、雇用形態、職員研修について

ウ 職員の労働安全衛生について

（関連資料）

- ・ 職員の就業規則、非常勤就業規則

⑩ 業務遂行能力

ア 経営の安定性について

イ 不測の事態に対するサポート体制について

ウ 履行保障について

(関連資料)

- ・ 申請日の属する事業年度の直前の2事業年度における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにすることができる資料）

⑪ その他

ア その他、アピールポイントについて

(2) 企画提案説明について

上記(1)の企画提案書に基づき、各応募者が15分以内（質疑応答時間を除く。質疑応答時間は15分程度）で説明いただき、「三重県立総合医療センター院内保育所運営業務委託企画提案コンペ選定委員会」がその内容を総合的に審査し、最優秀提案者を決定します。

6 企画提案コンペ手続に関する事項

(1) 担当部局

〒510-8561 三重県四日市市大字日永5450番地132

三重県立総合医療センター 事務局総務部総務課 坂枝

電話 059-345-2321 FAX 059-347-3500

(2) 現地説明会

現地確認を希望される場合は、11月9日から13日の間で随時実施しますので、(1)まで連絡ください。

(3) 資格審査書類の提出期限及び場所

ア 日時 令和8年11月2日（月）午後5時までに持参

イ 場所 (1)の場所

ウ 部数 1部

(4) 企画提案書及び見積書（第4号様式の1）・見積内訳書（第4号様式の2）の提出期限及び場所

ア 日時 令和8年11月16日（月）午後5時までに持参

イ 場所 (1)の場所

ウ 部数 企画提案書 6部

見積書・見積内訳書（代表者印を押印したもの） 1部*企画提案書とは別冊で提出

(5) 企画提案説明会（プレゼンテーション）の日時及び場所

ア 日時 令和8年11月24日（火）午前10時から予定（各応募者の企画提案説明の予定時刻については別途連絡します。）

イ 場所 三重県四日市市大字日永5450番地132 三重県立総合医療センター7階講堂

(6) 受託者の決定

企画提案コンペの結果、三重県立総合医療センター院内保育所運営業務委託企画提案コンペ選定委員会において、最優秀提案者と判断された者と契約条件を協議し、委託契約を締結します。

7 契約に関する事項

- ・ 契約事項を示す場所は、上記2(3)の場所とします。
- ・ 契約保証金は、見積金額の100分の10とします。
ただし、三重県立総合医療センター契約事務規程第27条各号のいずれかに該当する場合は免除します。
- ・ 契約書は2通作成し、当院及び受託者の双方各1通を保有することとします。
- ・ 当院の保育所は、認可外保育所についての設置の届出が行なわれた施設で、一定の基準を満たしたものとして三重県知事から認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書を受けており消費税は非課税です。
- ・ 契約書の作成に要する経費は全て受託者の負担とします。変更契約についても同様とします。
- ・ 最優秀提案者決定から受託者決定までの間に三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けた者又はその者を含む共同体は、落札者としません。
- ・ 監査及び検査は契約条項の定めるところにより行うものとします。
- ・ 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期は、契約した委託業務が完了し、検査に合格した後、適切な請求書を受理した日から30日以内に、指定された口座へ振り込むものとします。

8 業務実施上の留意点

(1) 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特記事項」（別記）を遵守して下さい。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意して下さい。

(2) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

本県は、受託事業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

(3) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託事業者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ・ 断固として不当介入を拒否すること。
- ・ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
- ・ 発注所属に報告すること。
- ・ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当院と協議を行うこと。

9 その他

(1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) プレゼンテーションの中止

天災その他やむを得ない事由によりプレゼンテーションを行うことができないときは、プレゼンテーションを中止します。

(4) 提出された企画提案書は返却しません。

(5) 企画提案に必要な費用は、各提案者の負担とします。

(6) 本委託業務の仕様及び企画提案に関する疑義・確認等については、令和8年11月11日（水）午前10時までに質疑応答票（第5号様式）により行うものとします。（FAX可、ただし回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。＊FAXの場合は電話にて質疑応答票の到着確認を必ず行ってください。）

(7) 本企画提案コンペの事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。コンペ実施後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(8) その他必要な事項は、「三重県立総合医療センター会計規程」に規定するところとします。

(9) 提案内容については、上記5のとおりとしますが、別添「地方独立行政法人三重県立総合医療センター院内保育所運営業務委託仕様書」を最低限遵守したものとしてください。

(10) あゆみ保育園の運営状況については、別添「地方独立行政法人三重県立総合医療センター院内保育所運営業務委託仕様書」を確認してください。